

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 （住宅・小規模非住宅）

●今年度は、改正建築物省エネ法・改正建築基準法（4号特例の見直しを中心）の概要説明も実施します。



受講対象者

- ・木造戸建住宅や小規模非住宅建築物の省エネ簡易判定法を使いたい設計者、建材業者、施工者など
- ・令和4年の改正建築物省エネ法や改正建築基準法の最新情報を知りたい方

申込方法

裏面のFAX申込用紙をお使いください。

開催概要

開催期間(追加開催分): 令和5年1月下旬～2月上旬
詳しい日時、会場、プログラムは右記URLをご覧ください。

木活協 HP▶

<https://www.shoene.org/>



講習内容

非住宅建築物 (300㎡未満)向け	<ul style="list-style-type: none"> ■小規模版モデル建物法(Webプログラム)の使い方に関する動画説明・演習(Webプログラムの操作時は会場Wi-Fiを利用しますので、日頃使い慣れたノートパソコン、タブレット等をご持参下さい) ■小規模非住宅建築物の省エネ化などに関する相談会 など 	小規模非住宅の方向け
【国土交通省による動画説明】 改正法について	<ul style="list-style-type: none"> ■令和4年に改正された建築物省エネ法及び建築基準法に関する最新の動画説明 など(予定) 	
木造戸建住宅向け (省エネ計算によらない省エネ基準への適合の簡易判定法※を学びます)	<ul style="list-style-type: none"> ■2025年度の省エネ基準への適合義務化に対応する「仕様基準」の動画説明簡易判定法の冊子「仕様基準ガイドブック2022」の主な特徴 <ol style="list-style-type: none"> 1) 間取りの確定前:断熱材や設備機器の選定検証が可能 2) 間取りの確定時:計算なしで簡易に適合確認可能 3) 間取りの変更時:断熱材や設備機器の変更がなければ、再確認は不要 ■木造戸建住宅の省エネ化などに関する相談会 など 	木造戸建住宅の方向け

※品確法の性能表示制度や長期優良住宅、性能向上計画認定制度、BELSなどの申請には使用できません

<主催者からのお知らせ>

◆開催場所：青森県観光物産館アスパム4F十和田〔青森県青森市安方1-1-40〕

追加開催

◆開催日時：令和5年1月30日(月)

◆開催時間：<午前> 開場 9:00～、開会 9:30～〔約2時間15分間〕(募集人数：20名)

・「非住宅建築物向け」

<午後> 開場13:00～、開会13:30～〔約3時間00分間〕(募集人数：60名)

・「改正建築基準法(法令)について」及び「木造戸建住宅向け」

(※午前および午後ともに募集人数に達した場合は受講をお断りさせていただきます。)

◆申込FAX番号：017(723)7105

◆お問い合わせ先：青森県木造住宅生産体制強化推進協議会

事務局 一般社団法人青森県建築士会/電話017(773)2878

送信いただく FAX 番号は裏面の開催概要または主催者からのお知らせ欄でご確認ください。

令和4年度

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 《住宅・小規模非住宅》

下記に記載の上、FAXで開催日
7日前までにお申し込みください。

申込日／令和 年 月 日

希望会場情報			
都道府県名		開催都市名	
開催日	令和 年 月 日	参加対象 <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください	<input type="checkbox"/> 【午前】非住宅建築物向け <input type="checkbox"/> 【午後1番目】改正法について <input type="checkbox"/> 【午後2番目】木造戸建住宅向け

参加者個人情報（※複数名の場合、コピーして1名ずつ記入をお願いします。）			
氏名	フリガナ -----		
会社名			
住所	（〒 - ）		
TEL	（ ） -	FAX	（ ） -
メールアドレス	@		
職種	<input type="checkbox"/> 施工 <input type="checkbox"/> 現場管理 <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> その他 ※いずれかにチェックをお願いします。		
建築物省エネに関する相談内容	<input type="checkbox"/> 木造戸建住宅向け <input type="checkbox"/> 非住宅建築物向け ※該当するものにチェックをお願いします。相談内容により両方にチェック頂いても構いません。		

※取得した個人情報は、保健所等からの調査要請を受けた場合を除き、本説明会等の事務に必要な範囲以外使用しません。
※説明会等の開催日の前日までに、参加票をお送りいたしますので、正確にかつ漏れのないよう記入してください。
※新型コロナウイルスの蔓延状況によっては、開催を中止・延期などとする場合がございますので、その際の連絡用として使用することをご了承願います。